

所得基準について

以下の[算定方式]で算出した生計維持者の貸与額算定基準額が227,280円以下であれば、所得基準を満たします。

〔 生計維持者とは、原則出願者の父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。（詳細は別紙「生計維持者について」を確認してください。） 〕

[算定方式]

$$\text{貸与額算定基準額} = (\text{課税標準額}^{[*1]} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額}^{[*2]} - (\text{多子控除}^{[*3]} - (\text{ひとり親控除}^{[*4]} - (\text{私立自宅外控除}^{[*5]})$$

《 注 》

【*1】(課税標準額)

住民税の課税情報（課税証明書等）で確認します。
生計維持者が2名となる場合は2名の合計額となります。

【*2】(市町村民税調整控除額)

住民税の課税情報（課税証明書等）で確認します。
生計維持者が2名となる場合は2名の合計額となります。

【*3】(多子控除)

生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。

[例] 生計維持者が「出願者」と「中学1年生の弟」、「小学5年生の妹」、「小学3年生の弟」の4人を扶養している場合の控除額は
(4-2)人×40,000円=80,000円となります。

【*4】(ひとり親控除)

ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。

【*5】(私立自宅外控除)

出願者が私立の学校に在籍し自宅外通学する場合に22,000円を控除します。